

8半市協第 587-1 号  
令和 8 年 9 月 14 日

愛知自治体キャラバン実行委員会

代表 早川 純午 様

半田市長 久世 孝宏

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

令和 8 年 7 月 31 日付け、ご要望いただきました標題の件につきまして、以下のとおり回答いたします。

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

### 1. 安心できる介護保障

#### ★（1）介護保険料・利用料など

- ①介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階 320 万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第 1 段階・第 2 段階は免除してください。

（回答）

介護保険料は、第 9 期計画期間（R 6～8 年度）の支出と収入の状況、介護給付費準備基金の取り崩しを考慮して決定しました。また、保険料の段階は応能負担としており 12 段階から 13 段階へ変更し、第 1・2 段階につきましては、公費を投じた軽減策を実施しております。

（福祉部 高齢介護課）

- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

- ③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

- ④介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

（回答）

介護保険料及び利用料については、介護保険法、半田市介護保険条例及び同条例

施行規則に基づき、必要があると認められた方について減免しています。また、介護福祉助成事業として、市民税非課税世帯に属する方（収入要件あり、施設入所者は除く）には、介護サービス費利用者負担の2分の1（要介護度により上限設定あり）を助成することで低所得者の負担軽減を図っています。さらに、社会福祉法人等利用者負担減免事業として、社会福祉法人等が提供する介護保険サービスの利用者の負担軽減を実施しています。

（福祉部 高齢介護課）

## （2）介護保険サービス

- ①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス（「現行相当サービス」）が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

（回答）

国のガイドラインに基づき、利用者の心身の状況等に照らして必要なケアが引き続き必要と認められる場合については、継続して利用できます。報酬単価については、全国一律の基準を基本として改定されるものとなります。

（福祉部 高齢介護課）

- ★②どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。

（回答）

特定地域サービス事業は、国や県による対象地域の具体的な基準がまだ示されておりませんので、本市が該当するかも含めて現時点では採用・不採用の判断できる段階ではありません。

（福祉部 高齢介護課）

- ③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

（回答）

必要な人が適切にサービスを利用できるよう、例外給付等に対応しています。

（福祉部 高齢介護課）

## ★（3）訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

- ①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業

所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

(回答)

介護報酬引き下げの影響を鑑み、国は加算要件の弾力化や、担い手の確保・経営改善を目的とした補助制度を創設しています。こうした国の制度を周知し、活用の促進を図ることで支援に繋げていきたいと考えており、現時点では本市独自の財政的支援を講じる予定はありません。

(福祉部 高齢介護課)

②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

(回答)

第9期介護保険事業計画において、令和8年度までの整備計画を掲載しております。今後も、必要となる施設の需要等について検討してまいります。

(福祉部 高齢介護課)

③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。

(回答)

特別養護老人ホームへの入所申込は、要介護1・2の方であっても受け付けを行っております。

(福祉部 高齢介護課)

#### ★(4) 介護人材確保

①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

(回答)

介護職員の処遇改善については、個々の自治体ごとに対応すべきものでなく全国統一的な対応が必要と考えております。人材確保につきましては、令和6年度から介護保険運営協議会部会にて必要な施策を検討しております。令和7年度から介護人材確保・定着補助金を新設し、介護支援専門員の資格取得及び更新に係る費用を補助するなど、具体的な支援策をすすめています。なお、本補助金は介護事業所への補助となるため、利用者負担は増加しないものです。

(福祉部 高齢介護課)

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

③8時間以上の長時間労働を是正してください。

④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

(回答)

介護事業所の人員配置基準は、省令又は省令に基づく条例により定められており、適正に事業運営されているものと判断しておりますので、市単独での財政支援は考えておりません。また、勤務体制については、法令の範囲において事業所で検討すべきものであるため、実態調査は行いません。

(福祉部 高齢介護課)

## ★(5) 高齢者福祉施策の充実

①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

(回答)

購入費助成制度については、国の制度との役割分担、明確な科学的根拠による公費負担の費用対効果、財政面、運用面からの課題等から、現時点では新たに制度を創設する考えはございません。

また、無料検診の実施については、費用負担や医療機関における検査機器の整備などの課題があり現時点では考えておりませんが、早期発見のため、啓発チラシの配布とともにアンケートを実施し、必要に応じて受診勧奨を行います。

(福祉部 高齢介護課・健康課)

②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

(回答)

現在、高齢者の外出支援は、一般の公共交通機関を利用して外出することが困難で、介助なしには外出することができない非課税世帯の方に対するタクシー料金の一部助成を行っています。障がいのある方への外出支援は重度の方(1級またはA判定(身体手帳のみ2級も該当))に対するタクシー料金の一部助成や手帳所持者を対象に市内のバス乗車料金が無料になるバス特別乗車証の交付などを行っています。

また、亀崎中学校区・乙川中学校区では、あらかじめ決められた乗降ポイント間のタクシー料金の一部を半田市が負担する「半田市広域おでかけタクシー」、板山小学校区・花園小学校区では、「自宅」⇔「特定の目的地」を片道300円(一部区

間は、片道 600 円) で移動することができる「半田市おでかけタクシー」を運用しています。

さらに、知多半島総合医療センターまでの交通手段として、名鉄知多半田駅と知多半島総合医療センター間を運行するバス「知多半島総合医療センター線」および、市内の自宅と知多半島総合医療センター間を片道 1,000 円で移動することができる「医療センター直行タクシー」を運用しています。

今後も社会情勢や国、県の施策を踏まえ、必要な支援を講じてまいります。

(福祉部 高齢介護課)

## **(6) 認知症高齢者の福祉施策の充実**

### **①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。**

(回答)

認知症施策については、「半田市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」内で、共生社会の実現を目指す認知症施策の方向性を含有しています。さらに、次期計画において「認知症基本法」の基本理念に基づく計画を策定します。

(福祉部 健康課)

### **②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。**

(回答)

半田市においては、認知症等個人賠償責任保険料の一部を公費負担しており、加入者負担金の無料化は予定していません。

(福祉部 高齢介護課)

### **③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。**

(回答)

認知症に特化した無料検診事業の実施予定はありませんが、今年度については、国立長寿医療研究センターと共同事業とし、無料の認知機能チェックを実施します。

(福祉部 健康課)

## **(7) 第10期介護保険事業計画の作成**

### **①第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会**

の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から聞く機会を設けてください。

(回答)

第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、介護保険運営協議会にて審議いただいております。傍聴も可能としています。また、協議会議事録については市ホームページで公開しています。計画についてはパブリックコメントの実施を予定しており、住民の声を計画に反映していく体制を整えています。

(福祉部 高齢介護課)

②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。

(回答)

高齢者人口の増加に伴い、後期高齢者の人口も増加していくことを踏まえ、必要となる施設の需要等について検討し、計画に反映していきます。

(福祉部 高齢介護課)

## ★(8) 障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

(回答)

障がい者控除対象者認定については、障がい者の認定基準と同程度であることが必要と考えます。そのため、全ての要介護認定者を障がい者控除対象者として認定する考えはありません。

令和2年度以降は、前年に認定書を交付した方のうち、翌年分も引き続き交付の対象となる方については、申請によらず認定書を送付しております。(例年1月中旬に発送)

また、必要と思われる方へは市報やホームページ等で案内をしています。

もし全員に送付すると、確定申告の必要ではない方もいるため、かえって混乱を招く恐れもあり、認定書をすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上の方に送付する考えはありません。

(福祉部 高齢介護課)

## 2. 国保の改善

### ★（１）保険料（税）の引き下げ

①保険料（税）の引き上げを行わず、払える保険料（税）に引き下げてください。

（回答）

半田市の国民健康保険事業の単年度収支については、被保険者の高齢化や医療の高度化により、1人あたりの医療費が増加しており、平成30年度以降赤字となっており、収支不足を、国民健康保険支払準備基金（基金）等を活用して補てんしている状況です。

今後も被保険者数の減少に伴う保険税の減収等により厳しい運営となることが予想されるため、保険税の引き下げは困難な状況です。

（福祉部 国保年金課）

②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料（税）の引き下げに使ってください。

（回答）

半田市の国民健康保険の運営は、①で回答したとおりのため、基金や剰余金を保険税率の引き下げに活用することは困難な状況です。

（福祉部 国保年金課）

### ★（２）保険料（税）の減免制度

①低所得世帯のための保険料（税）の減免制度を実施・拡充してください。

②18歳までの子どもに均等割保険料（税）の減免制度を実施・拡充してください。

（回答）

2（1）でも回答したように、半田市の国民健康保険の運営は厳しい状況であるため、半田市独自での減免制度の実施・拡充は考えておりません。

なお、低所得層に対する負担軽減策の拡充・強化や子どもに係る均等割保険税を軽減する支援制度の拡充について、全国市長会から国に提言しております。

（福祉部 国保年金課）

③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

（回答）

国民健康保険に加入する全ての世帯構成員が等しく保険給付を受ける権利があり、所得のない方にも一定割合の保険税を負担していただいていることから、収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件や当年所得減少割合、減免割合を改善

する考えはありません。

(福祉部 国保年金課)

### ★(3) 保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

(回答)

国民健康保険事業は保険税収入により運営しており、医療機関の窓口での10割負担を中止する考えはありません。納税は国民の義務であり、10割負担については保険税を納める意思がない被保険者を対象としています。

対象となる方には事前に必ず面談を試み、生活状況の悪化等によって納税誓約の履行が困難であることが判明した場合は、収納課で納税相談を行うよう促し、納税誓約の履行状況の改善を図ることなどにより、10割負担を行わなければならない状況にならないように努めるとともに、10割負担は特別な理由もなく滞納している被保険者を対象に実施していきます。

(福祉部 国保年金課)

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

(回答)

滞納者の資産や収入状況を十分に調査した上で、法令に則り滞納処分の執行停止をしています。

(福祉部 収納課)

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

(回答)

差押えは滞納者の資産や収入状況を十分に調査した上で、生活困窮に陥ることのないよう法令に則り執行しています。

(福祉部 収納課)

### ★(4) 保険料(税)の統一への対応

①都道府県単位の保険料(税)統一に反対してください。

②保険料(税)および保険料(税)減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料(税)統一を前提としないでください。

(回答)

国保制度改革により、財政運営の責任主体が県となったため、本市も県の意向に沿ってまいります。引き続き、保険料（税）統一や減免制度等について、県や他市町村と意見交換を行ってまいります。

(福祉部 国保年金課)

## (5) 傷病手当金・出産手当金

### ①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

(回答)

社会保険における傷病手当金や出産手当金は、被用者が病気やケガ、出産のために会社を休み、事業主から十分な収入が受けられない場合に、被用者とその家族の生活を保障するために支給されるもので、被用者の収入が一定であることで収入に応じた支給が可能となっているものです。

国民健康保険においては、全ての加入者の収入が一定でなく、加入者間における公平性の確保が難しいことから、現時点で、これらの創設は考えておりません。

(福祉部 国保年金課)

## (6) 一部負担金の減免制度

### ①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

(回答)

一部負担金の免除、減額及び徴収猶予については、生活保護基準の1.3倍以下の世帯を対象としています。

(福祉部 国保年金課)

### ②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

(回答)

制度の周知については、半田市ホームページにより引き続き実施します。

(福祉部 国保年金課)

## ★(7) 資格確認書の発行

### ①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

(回答)

マイナ保険証を所持している方への資格確認書の発行は、法が想定していない手続になります。資格確認書の発行は、国の通知により、あくまでも、マイナンバーカードを取得していない者、取得していても保険情報を登録していない者等に対し発行するものと理解しています。

また、保険情報を登録していても障がい等によりマイナ保険証での受診が困難な方（要配慮者）に対しては、申請により資格確認書を交付することが国から示されております。

マイナ保険証が利用できない方（障がい等の要配慮者として申請した方を含む）については、国の指示のもと、当面の間は、職権で交付していく予定です。  
（福祉部 国保年金課）

### 3. 生活保護・生活困窮者支援

#### （１）生活保護制度

★①物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

（回答）

物価高騰や生活必需品の購入に関する手当を市独自の施策として支給する考えはありません。

（福祉部 生活援護課）

★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

（回答）

申請者の経緯や世帯の状況、他法他施策の利用状況を確認することが重要であると考えているため、申請書を常時備え付けるのではなく、相談に来られた方のお話を聞いた上で、必要に応じて申請書をお渡しし、受理します。

（福祉部 生活援護課）

★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

（回答）

生活保護のしおりの表紙に「生活保護の申請は国民の権利です」と記載し、窓口を設置しています。今後も生活にお困りの方がためらわずに相談できる環境を整え、窓口での案内や周知を行っています。

（福祉部 生活援護課）

④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

(回答)

居宅生活が可能な方には住居の確保に向けた支援を行っています。直ちに居宅での生活が難しい方には、施設入居を支援しています。

なお、本市が運営する生活保護施設はありません。

(福祉部 生活支援課)

⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

(回答)

家具什器費支給の対象とならないエアコン設置、買い替えを行う場合は、原則として自己負担になります。市独自の施策として支給する考えはありません。

(福祉部 生活支援課)

⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

(回答)

申請者の事情を考慮し、扶養照会が必要かどうかを判断しています。

(福祉部 生活支援課)

⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

(回答)

特別な事情があり、かつ保有要件を満たす場合を除き、原則として自動車の保有は認めていません。生活保護制度における自動車保有の容認要件に基づき、個別に対応しています。

(福祉部 生活支援課)

★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準（標準）を守り、不足することのないよう増員してください。

(回答)

社会福祉法に基づき必要な職員を配置しています。

(福祉部 生活支援課)

⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

(回答)

女性のケースワーカーを2名配置しています。

(福祉部 生活支援課)

⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

(回答)

職員の資質向上を図るため、国・県・全国市長会が実施する研修にも積極的に参加しています。なお、ケースワーカーの外部委託化の予定はありません。

(福祉部 生活支援課)

⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

(回答)

被保護者の就労支援ニーズや国の制度改革の動向に柔軟に対応し、専門的な支援を提供する体制を整え、職員を適切に配置します。

(福祉部 生活支援課)

⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。

(回答)

DV等により世帯を離脱された方の給付については、国の示すQ&Aに基づき、適切に対応いたします。また、認知症や障がいのある方に対しても、分かりやすい案内や周知を行います。

(福祉部 生活支援課)

## (2) 生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

(回答)

生活支援課に「くらし＆住まい相談室～あんしん半田～」を設置し、直営で自立

相談支援を実施しています。福祉、就労、教育、住宅、社会保険関係に留まらず、子ども、医療、健康、法律関係などを含めた庁内外の各関係機関を必要に応じて招集し、会議を開催することで、迅速かつ綿密な連携が図れる体制を整えています。なお、本人の状況に応じて適切な支援を行うため、生活援護課内に保護担当とくらし相談担当（生活困窮者支援）を設置し、密接に連携を図っています。

（福祉部 生活援護課）

②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

（回答）

住民のニーズや地域資源を踏まえ、すべての任意事業を実施しています。また、住民が遠慮なく相談しやすいように、ホームページを始めパンフレット、名刺サイズの窓口周知カードを公共施設等に設置し、「くらし＆住まい相談室～あんしん半田～」の周知を行っています。

（福祉部 生活援護課）

③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

（回答）

物価高騰や生活必需品の購入に関する手当を市独自の施策として支給する考えはありません。

（福祉部 生活援護課）

④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

（回答）

エアコンを購入する場合は、原則として自己負担になります。市独自の施策として支給する考えはありません。

（福祉部 生活援護課）

#### 4. 福祉医療制度

★①福祉医療制度（子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。

（回答）

福祉医療制度については、現行制度を存続していく考えです。入院時食事療養費

の標準負担額の助成については、考えておりません。

(福祉部 国保年金課)

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。

(回答)

子ども医療費助成制度については、18歳年度末まで窓口無料としています。

(福祉部 国保年金課)

★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療（精神通院医療）の窓口負担を無料にしてください。

(回答)

精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、全疾患を対象としています。自立支援医療（精神通院）対象者は精神手帳の有無や等級に係わらず、自立支援医療適用の精神通院について医療費助成の対象とし、窓口負担を無料としています。

(福祉部 国保年金課)

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

(回答)

住民税非課税世帯のうち、ひとり暮らし高齢者については対象としておりますが、住民税非課税世帯全体に拡大することは考えておりません。

(福祉部 国保年金課)

★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

(回答)

妊産婦医療費助成制度の創設は考えておりません。

(福祉部 国保年金課)

## 5. 子どもの権利保障

### (1) 子どもの権利を守る施策の推進

①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、

「こども食堂」のとりくみを支援してください。

(回答)

本市では「学習・生活支援事業」として、就学援助対象世帯の中学生を対象とした市内3会場での常設実施に加え、市民活動団体やボランティア等による長期休暇中の子どもの居場所づくりに取り組んでいます。

「こども食堂」については、市内の実施団体の活動情報を集約し、市民や関係機関へ周知する等の広報支援や、食材提供等の仲介支援をしております。

(こども未来部 こども育成課)

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

(回答)

令和4年4月に子育て支援課と保健センターを統合し、子どもや家庭の相談を丸ごと受け止める「子育て相談課」を新設し、「こども家庭センター」を開設しています。センターでは、母子保健と児童福祉双方に十分な知識を有する統括支援員をはじめ、教員免許や保育士資格を持った家庭児童相談員といった専門職員を配置し、全ての妊産婦・子育て世帯、子どもの包括的な相談支援体制を整えています。

(こども未来部 子育て相談課)

## (2) 就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

(回答)

就学援助対象者の所得基準については、生活保護基準引き下げに伴い、従来、生活保護基準額の1.0倍以下の世帯としていたものを、平成26年度から1.3倍以下の世帯までに拡大しました。近隣自治体とも同程度の基準であることから、この基準を維持する考えです。

(教育部 学校教育課)

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

(回答)

クラブ活動への支援は、各種大会等参加旅費補助金として大会参加費や交通費・宿泊費の補助を通常は県大会以上のところ、就学援助制度の対象者には、補助対象を郡大会以上に拡大して支給しています。また、令和6年9月から中学校部活動改

革に合わせて、地域でのクラブ活動参加費等についても一部支給しています。卒業記念品代は、就学援助制度対象世帯の小学校6年生及び中学校3年生に対し、学用品費を上乗せするかたちで支給しています。オンライン学習通信費は、現金支給というかたちではありませんが、Wi-Fi環境のない家庭には、無償でモバイルWi-Fiルーターを貸与するかたちで支援を行っています。

(教育部 学校教育課)

③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

(回答)

申請は学校、市役所どちらでも受け付けています、また、随時申請ができる旨も含め、制度の周知については、半田市報、ホームページ、学校教育課窓口、学校等で行っており、今後も引き続き周知徹底してまいります。

(教育部 学校教育課)

### ★(3) 義務教育無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。

(回答)

学校給食法第11条第2項の規定に基づき、昨年度までは食材費を給食費として保護者にご負担いただき、人件費や光熱水費などその他の費用は公費で賄っておりました。

今年度に関しては、小学校の給食費については国の「学校給食費の抜本的な負担軽減」対策や国の補助金を活用することにより、保護者負担額が0円となっております。一方、中学校については引き続き、食材費のみを給食費として保護者にご負担いただいておりますが、就学援助対象世帯等、真に支援が必要なご家庭には全額補助を行っております。

全ての費用を公費で賄うことは依然として大きな財政負担となるため、現時点では市独自で中学校給食費の無償化をする考えはなく、国の動向を注視しながら対応してまいります。

(教育部 学校教育課)

②教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。

(回答)

教育負担の軽減は重要な課題であると認識しており、教材費の一部について保護

者負担の軽減に取り組んでいます。一方、修学旅行費や制服代などについては、経済的困窮世帯を対象とした就学援助制度により支援しているところです。対象を全家庭に拡大することについては、財源確保等の課題があり、現段階では実施が難しいと考えています。

(教育部 学校教育課)

#### ★(4) 就学前教育・保育施設等の給食について

##### ①就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

(回答)

国は「副食費(食材料費)については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、保護者が負担することが原則」としています。半田市においても、3～5歳児から徴収している主食費と併せ、副食費の徴収を、国の基準どおり、一部の免除世帯を除き実施していきます。

(こども未来部 保育幼稚園課)

##### ②就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。

(回答)

保育所においては、3歳以上児の給食についてはすべて各園で調理をしております。

幼稚園においては、給食センターにて学校給食と一括して調理して搬入を行っておりますが、一括調理により、調理業務や衛生管理を一元化するとともに、効率的かつ安定的な給食提供を行っています。

(こども未来部 保育幼稚園課)

#### ★(5) 子どもの権利を保障する保育の質の向上

##### ①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

(回答)

1歳児の配置基準については、公民ともに5対1を実施しております。3歳児以上の配置基準については、本市としても国の改正基準への移行を進めてまいります。

(こども未来部 保育幼稚園課)

- ②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園（育休退園）にしないでください。

（回答）

低年齢児保育、延長保育、特徴ある教育・保育等、教育・保育ニーズの多様化が進み、公立と私立の保育園等が連携して対応することが必要となってきました。

そのため、令和元年度に「半田市保育園等公民連携更新計画」を策定し、経営資源等の柔軟かつ効率的な運営が可能な民間事業者のノウハウを活かしての「民営化」及び地域の基幹園として、身近な地域で、保護者の就労の有無によって区分されることなく、等しく教育・保育を受けることができる「認定こども園化」の2つの方針で事業を推進しています。

また、認可保育所を整備・拡充については、老朽化等の理由だけに留まらず、多様化する教育・保育ニーズ、待機児童対策、少子化等の課題に対応すべきであると認識しており、より質の高い教育・保育の提供と施設環境の整備を図るため、半田市保育園等公民連携更新計画に基づき、公立幼稚園を含めた施設整備を進めてまいります。

育児休業の退園制度について、本市では毎年度途中に、3歳未満児の待機児童が発生していることから、3歳未満児については、育児休業を取得された場合、保育園等を退園していただき、就労など、より保育が必要な方の入所を優先しています。この措置は、保育園等に預けたくても預けられずに待機していただいている方がいる現状を踏まえたものです。

（こども未来部 保育幼稚園課）

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

（回答）

保育施設等への指導監査について、毎年度、実地検査を行っており、各施設の保育内容等、運営状況を把握しています。また、監査では実際に保育の現場経験のある指導主事も立ち会っております。

（こども未来部 保育幼稚園課）

- ④こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。

（回答）

乳児等通園支援事業の実施事業者について、本市では公立施設（子育て支援センター）にて実施しております。今後の実施事業者については、今年度の利用状況を踏まえ、判断してまいります。

（こども未来部 保育幼稚園課）

## 6. 障害者・児施策

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

（回答）

障がいのある方への支援は、国や県の施策を含めた全体で考えていくべきものと考えており、現時点において半田市心身障がい者手当を増額する考えはありません。

（福祉部 地域福祉課）

- ★②どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「くらしの場」を拡充してください。

- 1）自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。

（回答）

重度心身障がい者に対応するグループホームや入所施設の充足状況は十分とは言えませんが、障がいのある方が地域で安心して生活できるように、既存の社会資源を活用し、個別のサービス利用計画をもって支援していきます。待機者などの実態については、相談支援事業所等と連携しながら把握に努めていますが、数値目標を定めた市独自の整備計画の策定は現時点で予定していません。

（福祉部 地域福祉課）

- 2）グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。

（回答）

グループホームの運営費や家賃補助の増額など、市単独での上乗せ補助を実施する考えはありません。

(福祉部 地域福祉課)

3) 夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。

(回答)

夜間の職員体制についても、障がい支援区分に基づいて適正な人数配置や報酬単価が定められていると判断しており、市単独での補助制度を実施する考えはありませんが、今後の国における動向には注視していきます。

(福祉部 地域福祉課)

★③どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。

1) 居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。

(回答)

障がい福祉サービスは、利用者ごとのサービス利用計画に基づき、余暇利用を含め生活に必要な時間数を支給決定しています。

(福祉部 地域福祉課)

2) 住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。

(回答)

地域間で受けられる支援に格差が生じないよう、既存の社会資源を活用しながら対応していますが、数値目標を定めた市独自の整備計画の策定は現時点で予定していません。

(福祉部 地域福祉課)

3) 移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。

(回答)

移動支援などの地域生活支援事業に関する報酬単価については、社会情勢や近隣市町の状況等も考慮し、適宜見直しを行っていますが、現時点での大幅な増額は予定していません。

(福祉部 地域福祉課)

④障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。

1) 保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめて、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。

(回答)

他部署と連携し、未就学児の心身の状況把握に努めてまいります。なお、医療的ケアが必要な児童および障がいがある理由で待機となっている児童はありません。

また、障がい児や医療的ケアが必要なこどもについては、加配保育士の配置や医療的ケアを行う拠点園を設定することで、通園可能な体制を整備しております。  
(こども未来部 保育幼稚園課)

2) 放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。

(回答)

児童福祉法第二十一条の五の三の規定により、市町村からの給付費支給について、食事の提供に要する費用は対象外とされています。

国の制度に依らない、市独自の食費補助については、学校給食や保育園等給食における保護者負担との整合性・公平性を鑑み、本市では実施予定はありません。  
(こども未来部 子育て相談課)

3) 「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめて、障害児や家族が福祉制度につながっているよう支援してください。

(回答)

半田市では、障がい福祉サービスを利用する全ての子どもに対し、相談支援専門員による個別支援を行っているため、セルフプランは0件です。

今後も、望まないセルフプランが生じることのないよう、相談支援事業所と連携しながら、相談支援専門員の人員確保及び相談支援の質向上を図ります。  
(こども未来部 子育て相談課)

⑤家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起こらないような支援策を講じてください。

(回答)

アウトリーチ継続的支援事業等により、8050 問題やヤングケアラーといった生活課題を抱える世帯や福祉制度の狭間で必要な支援が届いていない方を対象に、コミュニティソーシャルワーカーが、関係機関と相互に連携しながら訪問型の相談支援等を行っています。また、高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会を設置しており、この協議会を中心に、関係機関の連携強化、困難事例への対応、研修の実施等について協議し、実施しています。

(福祉部 地域福祉課)

⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

(回答)

介護保険優先のもと、利用者の障がいの状況により利用すべき制度を判断したうえで、障がい福祉サービスも利用できるように対応しています。

(福祉部 地域福祉課)

## 7. 予防接種

★①高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。

(回答)

定期接種の自己負担金の引き下げは予定していませんが、接種対象者のうち、生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の方は、無料で接種を受けられます。

(福祉部 健康課)

★②流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。

(回答)

本市では、有効性・安全性が国において十分に議論・検討され、それらを保証するに十分なエビデンスが存在すると認められた定期予防接種について、費用助成することを基本方針としているため、任意の予防接種への助成制度を設ける予定はありません。ただし、現在、国において任意接種の定期化を含め予防接種のあり方について検討されており、その動向を踏まえ判断していきます。

(福祉部 健康課 こども未来部 子育て相談課)

## 8. 健診・検診

### ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

(回答)

半田市では、産後1か月以内に保健師・助産師による電話相談を行い、産婦やその家庭に必要な支援を早期につなげる事業を実施しています。そのため、産婦健診を2回に拡充する予定はありません。

(こども未来部 子育て相談課)

### ★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

(回答)

半田市では、令和7年度から5歳児健康診査を実施しています。

(こども未来部 子育て相談課)

### ③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

(回答)

半田市においては、妊婦歯科健診を1回公費負担で実施しています。産婦歯科健診については、日常的にケアが必要となるため、かかりつけ歯科医での定期健診を受診するように勧奨しており、公費助成の予定はありません。

(福祉部 健康課)

### ④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

(回答)

現在、歯科衛生士を正規職員として1名配置しております。複数配置については、必要な業務内容を把握し、引き続き、適正な職員配置を行っていきます。

(企画部 人事課)

## 9. 地域の保健・医療

### ①公立病院の経営形態を維持してください。

(回答)

地域医療を将来にわたり安定的に提供するため、医療及び経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できるよう、令和7年度から地方独立行政法人へ移行しました。今後も公的病院としての役割を堅持し、持続可能な医療提供体制の確保に努めていきます。

(福祉部 健康課)

②自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

(回答)

知多半島総合医療機構における医師等の医療従事者の確保については、機構において、適正人員数を把握しながら、積極的な採用活動や勤務・職場環境の向上等により、正規職員の確保を第一として、適切に実施するよう協議していきます。

また、看護師に関しては引き続き、半田常滑看護専門学校への支援を通じて、有能な人材の確保を図っていきます。

(福祉部 健康課)

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

(回答)

国民健康保険については、国に対して、国保の安定的かつ持続的運営のため国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充、強化を図るよう全国市長会から要望しております。

(福祉部 国保年金課)

②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

(回答)

国民年金については、持続可能で安心できる制度の構築が図れるよう、必要に応じて全国市長会等を通じて要望してまいります。

(福祉部 国保年金課)

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

(回答)

令和7年6月に開催されました第95回全国市長会議にて、国費負担割合の見直しなど自治体及び被保険者の負担が過重とならないよう財政措置の充実を提言しました。今後の高齢者の増加を鑑み、介護保険制度を安定的に運営できるよう補助

金等を確保し、必要な方がサービスを受けられるよう取り組んでまいります。

(福祉部 高齢介護課)

**④介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。**

(回答)

介護事業所の人員配置基準等は、省令又は省令に基づく条例により定められており、適正に事業運営されているものと判断しておりますので、市単独での労働環境改善施策は考えておりません。

(福祉部 高齢介護課)

**⑤介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。**

(回答)

令和6年度報酬改定の中で、介護職員の処遇改善のため加算率が引き上げられました。加えて、期中(臨時)改定として、令和8年度にも報酬改定が行われ、処遇改善の加算率引き上げ及びこれまで加算のなかったサービスに対する加算創設が行われました。省令等により定められた人員配置基準において適正に事業運営されていると判断しておりますが、今後も、処遇改善・人員基準については、国における動向を注視してまいります。

(福祉部 高齢介護課)

**⑥加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。**

(回答)

令和8年6月に全国市長会から「障害区分に限らず、加齢性難聴者等の中等度難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設すること。また、難聴と認知機能の低下との関連性の究明を図ること。」と国へ提言しているところであり、今後も国の動向に注視してまいります。

(福祉部 高齢介護課)

**⑦18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。**

(回答)

18歳年度末までの医療費無料制度に限らず福祉医療費助成制度全体として、社会情勢の変化、施策の優先性、財源確保、持続可能な制度運営などの面から総合的に判断し、必要に応じて愛知県市長会を通じて要望してまいります。

(福祉部 国保年金課)

**⑧中学校の給食費を無償にしてください。**

(回答)

学校給食費の無償化については、自治体の財政力による格差が生じないように、国が統一的に行うべきものと考えますので、現時点では市独自で中学校給食費の無償化をする考えはなく、国の動向を注視しながら対応してまいります。

(教育部 学校教育課)

**⑨障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。**

(回答)

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成 18 年厚生労働省告示第 395 号)に基づき、地域生活支援拠点等の整備を図ることにより、グループホームや入所施設の社会資源の拡充を国とともに推進していきます。

(福祉部 地域福祉課)

**2. 愛知県に対する意見書・要望書**

**①国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。**

(回答)

市町村分として県から交付される県繰入金は、県内市町村の意見を踏まえたうえで、地域の実情に応じた項目が定められるため、必要に応じて、愛知県国保運営方針連携会議に意見等を提出して参ります。

(福祉部 国保年金課)

**②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。**

(回答)

令和 8 年 6 月に全国市長会から「障害区分に限らず、加齢性難聴者等の中等度難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設すること。また、難聴と認知機能の低下との関連性の究明を図ること。」と国へ提言しているところであり、今後も国の動向に注視してまいります。

(福祉部 高齢介護課)

**③子どもの医療費助成制度を 18 歳年度末まで実施してください。**

(回答)

18歳年度末までの医療費無料制度に限らず福祉医療費助成制度全体として、社会情勢の変化、施策の優先性、財源確保、持続可能な制度運営などの面から総合的に判断し、必要に応じて愛知県市長会を通じて要望してまいります。

(福祉部 国保年金課)

**④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。**

(回答)

学校給食費の無償化については、自治体の財政力による格差が生じないように、国が統一的に行うべきものと考えますので、愛知県独自の補助制度を要望する考えはありません。

(教育部 学校教育課)

**⑤地域に必要な病床を確保してください。**

(回答)

地域医療構想に基づいた病床整備計画については、地域の医療関係者等の協議を通して、適切に病床管理がなされているものと認識しています。なお、社会情勢の変化等を鑑み、必要に応じて愛知県市長会等を通じて要望してまいります。

(福祉部 健康課)

**⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。**

(回答)

令和6年度報酬改定の中で、介護職員の処遇改善のため加算率が引き上げられました。省令等により定められた人員配置基準において適正に事業運営されていると判断しておりますが、今後も、処遇改善・人員基準については、国における動向を注視してまいります。人材確保につきましては、国や県等の補助金を活用しながら、関係機関及び事業所と連携して取り組んでまいります。

(福祉部 高齢介護課)